



平成 21 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 テクマトリックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 由利 孝
(JASDAQ・コード3762)
問合せ先 企画部長 高橋 正行
電話 03-5792-8601

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 25 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、株券に関する文言及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。
(現行定款第 7 条、第 8 条第 3 項、第 9 条)
ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで、これを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第 2 条により「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第 8 条第 3 項、第 10 条第 1 項)
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線を付した部分は、変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度の定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p><u>第11条</u> (条文省略)</p> <p><u>第47条</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>第10条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第46条</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>附 則</u></p> <p><u>1. 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>2. 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>3. 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

(注) 上記の内容については、平成21年6月23日開催の当社第25期定時株主総会において付議する「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とします。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月23日
定款変更の効力発生日	平成21年6月23日

以 上